

山梨県公報

第二千八十二号

平成二十二年

十月二十一日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始……………六〇三

建築基準法に基づく道路位置指定……………六〇三

公告

土地改良区役員の内任……………六〇三

落札者の決定について……………六〇三

随意契約の相手方の決定について(二件)……………六〇四

基本測量の実施……………六〇四

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………六〇五

随意契約の相手方の決定について……………六〇五

公安委員会

落札者等の決定について……………六〇五

随意契約の相手方の決定について……………六〇五

告示

山梨県告示第三百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年十一月十一日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年十月二十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三	笛吹市八代町大字北字上神之木	三二〇・〇	平成二十二年

郷線

一〇七三番の一番地先から
笛吹市八代町大字高家字大久保
二一五番地先まで

年十月二十
二日

山梨県告示第三百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年十月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定の年月日
平成二十二年十月二十一日

二 指定道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田五七〇番十

三 指定道路の幅員
最大五・〇九メートル 最小五・〇二メートル

四 指定道路の延長
三四・六八メートル

公告

土地改良区役員の内任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
平成二十二年十月二十一日

退任

山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	金丸毅	甲斐市玉川九六一番地	平成二十二年九月六日

落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十二年十月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 工事名
山梨県立図書館建設工事（継続）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）
- 三 落札者を決定した日
平成二十二年八月二十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
清水建設・早野組・国際建設山梨県立図書館建設工事共同企業体（埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目五十一番地）
- 五 落札金額
十八億五千八百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
総合評価方式に係る一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十二年五月三十一日

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十二年十月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県電子入札・公共事業総合管理システム機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県県土整備部県土整備総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十二年八月十三日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 五 日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 契約金額
一億四千二百九十二万八千四百円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十二年十月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県県土整備部県土整備総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十二年九月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 Y S K e . c o m 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 契約金額
一億八千八百八十四万六千二百八十円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十二年十月六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
平成二十二年十月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）

- 二 作業地域 中巨摩郡昭和町
- 三 作業期間 平成二十二年十一月十二日から平成二十三年三月二十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

- 平成二十二年十月二十一日
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
- 中央市今福新田字川東五三二の一及び五三二の四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 今福 智
- 中央市下三条百三番一 ロイヤルハイツ玉穂一 四百一

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

- 平成二十二年十月二十一日
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
- 南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇五四の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 代表取締役
- 南都留郡山中湖村山中千六十五番地の一 コウノウオーター株式会社
- 河野 勝

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

- 平成二十二年十月二十一日
- 一 随意契約に係る物品の名称及び数量 山梨県知事 横 内 正 明
- デジタル衛星画像オルソ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十二年九月十三日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本スベースイメーシング株式会社 東京都中央区八重洲二丁目八番一号
- 五 契約金額 三千二百七万二千七百七十五円
- 六 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

公安委員会

● 落札者等の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

- 平成二十二年十月二十一日
- 一 落札に係る役務の名称及び数量 山梨県警察本部長 唐 木 芳 博
- 地域安全パトロール事業業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年九月二十八日
- 四 落札者の氏名及び住所 財団法人山梨県防犯協会 山梨県甲府市丸の内二丁目三十二番十一号
- 五 落札金額 六千三百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十二年八月十九日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年十月二十一日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
交通安全支援事業委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部交通部企画課 山梨県甲府市中央一丁目十番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十二年九月二十八日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人山梨県交通安全協会 山梨県南アルプス市下高砂八百四十七番地
- 五 契約金額
六千九百八十二万五千円
- 六 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に
該当